

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成 28 年 6 月 6 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の
制定

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

平成 28 年 3 月 31 日

羽曳野市条例第 30 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成 28 年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(適用区分)

- 3 第 8 条の規定による改正後の羽曳野市固定資産評価審査委員会条例第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項並びに第 11 条第 1 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 411 条第 2 項の規定による公示若しくは同法第 419 条第 3 項の規定による公示(同法第 420 条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第 417 条第 1 項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1・2 省略</p> <p>(適用区分)</p> <p>3 <u>第 8 条の規定による改正後の羽曳野市固定資産評価審査委員会条例第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項並びに第 11 条第 1 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 411 条第 2 項の規定による公示若しくは同法第 419 条第 3 項の規定による公示(同法第 420 条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第 417 条第 1 項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 省略</p>